

一般社団法人 多文化医療研究所 定款

2015年6月19日施行

2017年4月22日改定

2017年11月25日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人多文化医療研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事の過半数の決定に基づき、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外の個人又は集団における多様な文化、価値観、および生き方の同質性や異質性を理解して人々の健康の向上を図り、またそのために異文化間の橋渡しをすることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)人々の健康に関連する多様な文化、価値観、生き方を理解するための事業
- (2)医療における多文化理解を普及・促進する事業
- (3)多様な文化や価値観を背景にもつ人々の健康を促進する事業
- (4)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び国外において行うものとする。

第3章 公告の方法

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第4章 会員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める会員に関する規程に従って申し込みをし、代表理事の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会員に関する規程に従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金および年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、所定の用紙の提出又は電磁的方法等により、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第5章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の5分の1以上の正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散及び残余財産の処分

(4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第22条に定める定員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を

提出したものとみなす。

(書面及び電磁的方法による議決権の行使)

- 第19条 書面により議決権を行使できる場合には、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の直前までに当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。
- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。
 - 3 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、社員は、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、社員総会の直前までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。
 - 4 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議・報告の省略)

- 第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。
- 2 議長及び当日選出された理事1名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上 10名以内
- (2) 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって選定する。代表理事をもって理事長とする。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事が欠けた場合又は第22条で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事の過半数の決定に基づき、任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第7章 委員会

(委員会)

第29条 この法人に、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事の過半数の決定に基づき選任する。

第8章 事務局

(事務局)

第30条 この法人に、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置ける。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事の過半数の承認を得て任免する。

第9章 会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金)

第33条 この法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第10章 基金

(基金の拠出)

第34条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、社員総会で別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の返還は、社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第38条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第11章 解散

(解散)

第39条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第41条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年8月31日までとする。

(設立時の役員等)

第42条 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	神作 麗	西 真如	湯浅 資之
設立時代表理事	神作 麗		

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 東京都世田谷区船橋4丁目21番20号

氏名 神作 麗

2 住所 京都府京都市左京区高野東開町1番地23

東大路高野第3住宅15-106

氏名 西 真如

3 住所 東京都杉並区松庵3丁目18番7号

氏名 湯浅 資之

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人多文化医療研究所設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年6月17日

設立時社員 神作 麗

設立時社員 西 真如

設立時社員 湯浅 資之